

各和歌山県所管介護職員等特定処遇改善加算
算定対象サービス事業運営事業者様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について(通知)

標記について、令和元年10月より介護職員等特定処遇改善加算の算定を行う事業者は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容を御確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

記

1 提出期限

令和元年8月30日(金)

※令和元年10月から算定を行う場合は、上記期限までの届出が必要です。

※年度の途中から加算を算定する場合は、**加算を算定しようとする月の前々月の末日が提出期限となります。**

2 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
・ 居宅サービス ・ 介護予防サービス ・ 介護保険施設	和歌山市	和歌山市指導監査課
	和歌山市以外	各振興局健康福祉部保健福祉課 (串本支所については地域福祉課)
・ 地域密着型サービス ・ 地域密着型介護予防サービス ・ 介護予防・日常生活支援総合事業		指定を受けている市町村担当課

注1 複数の事業所等に係る介護職員等特定処遇改善計画書を一括して作成する場合であって、当該事業所等の所在地が和歌山市以外の複数の振興局圏域にまたがる場合は、主たる事業所の所在地を所管する振興局健康福祉部保健福祉課(串本支所については地域福祉課)へ提出してください。

注2 **提出先が和歌山市指導監査課又は指定を受けている市町村担当課の場合、提出方法等の詳細は各市町村担当課にご確認ください。**

注3 県指定以外のサービスを提供している事業者の場合、指定権者ごとに提出する必要があります。**詳細は各指定権者にご確認ください。**

注4 各振興局の提出先は、「きのくに介護deネット」に掲載していますので、ご確認ください。

3 提出方法

上記提出先に持参(郵送は原則不可)

4 提出部数

2部(内1部は受付後、事業者控えとして返却します。)

5 提出書類

①介護職員等特定処遇改善加算の届出に係るチェックシート(令和元年度版)

②介護職員等特定処遇改善加算届出書【参考様式1(単一事業所用)】又は【参考様式2(複数事業所用)】

③介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2】

【裏面に続きます。】

※複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類を全て作成すること。

- (1) 当該計画書に記載された計画の対象となり、かつ、和歌山県が指定（許可）している介護サービス事業所等の一覧表【別紙様式2（添付書類1）】
- (2) 県内の指定権者（和歌山県を含む。）の一覧表【別紙様式2（添付書類2）】
- (3) 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表【別紙様式2（添付書類3）】
- (4) サービス提供体制強化加算等の事業所別算定状況一覧（参考様式3）
※介護職員等特定処遇改善計画の対象とする事業所等のうち和歌山県の指定（許可）分について記載すること。

【注】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】【別紙1-2】については、現時点で介護職員等特定処遇改善加算に係る改正がされていないため、改正後、別途提出依頼をさせていただきます。

6 留意事項

- (1) 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合は、複数の事業所等に係る「介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2】」を一括して作成することができます。ただし、その場合であっても、介護職員等特定処遇改善計画書の提出はそれぞれの指定権者に対して行う必要があります。
- (2) 介護職員等特定処遇改善計画書に記載するサービス提供体制強化加算等の取得状況については、介護職員等特定処遇改善加算算定開始時点について記載して下さい。
なお、介護職員等特定処遇改善計画書を届出した時点では、サービス提供体制強化加算等（介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ）の算定を予定していたが、加算要件を満たさないこと等により、介護職員等特定処遇改善加算算定開始時点に当該加算が算定できないことが判明した場合は、介護職員等特定処遇改善加算変更届により、変更後の介護職員等特定処遇改善計画書を届出して下さい。
- (3) 介護職員処遇改善加算未算定事業者及び介護職員処遇改善加算Ⅳ又はⅤ算定事業者についても、介護職員処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかに係る介護職員処遇改善計画書を併せて届出して頂くことで、介護職員等特定処遇改善加算を算定することが可能です。
なお、介護職員処遇改善加算Ⅳ又はⅤ算定事業者は、介護職員処遇改善加算変更届により届出して下さい。
- (4) 介護職員等特定処遇改善加算を算定することに伴い、以前に、介護職員処遇改善加算を算定するにあたって提出した就業規則から改正を行った場合（改正内容が介護職員の処遇に関する内容に限る。）は、別途、介護職員処遇改善加算に係る変更届の届出が必要です。
- (5) 届出様式、添付書類等については、『きのくに介護d e ネット』内の「介護職員処遇改善加算(介護職員等特定処遇改善加算)について」に掲載していますので、御確認の上、提出書類を作成してください。
なお、県指定以外の介護保険サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業については、それぞれの指定権者で決められている所定の様式等を使用してください。
また、併せて『きのくに介護d e ネット』に、お問い合わせを多く頂いた御質問について、Q&Aを掲載しておりますので、併せて御確認下さい。Q&Aの回答内容については、厚生労働省に確認の上、作成しております。

『きのくに介護d e ネット』：<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

問い合わせ先 介護サービス指導室 TEL:073-441-2527 FAX:073-441-2523
--